令和８年
第４回市議会定例会　議案第１９号

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年函館市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「第６条」を「第５条」に改める。

第１０条に次の１項を加える。

２　認定こども園の設置者は，法第６条の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため，児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は，令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における児童対象性暴力等の防止に関する規定等を整備するため